

議会改革に関する検討結果

第 6 回報告書

令和 6 年 6 月

議会改革推進特別委員会

令和 6 年 6 月 27 日

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 6 回報告）

令和 6 年 1 月に当委員会が実施した行政視察を踏まえ追加した議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

【検討項目】一般質問における議員の資料発信について

一般質問において、発言を補完するために説明用パネルを使用できるとしているが、一般質問の内容をより分かりやすく可視化するとともにタブレット端末の活用を進める仕組みとして、議員が作成した資料をタブレット端末で発信する手法に変更することとする。

本会議出席の執行部及び傍聴者の資料閲覧方法については、紙資料の配付をやめ、タブレット端末及びモニター配置等による。

その他、期待される効果は以下のとおり。

- (1)大判パネルの作製が不要となることによる政務活動費の節約
- (2)配付資料の印刷が不要となることによるペーパーレス化の促進

なお、従前の「浜田市議会説明用パネル取扱要領」は廃止し、新たに別紙の「浜田市議会一般質問説明用補助資料取扱要領」を定めることとする。

浜田市議会一般質問説明用補助資料取扱要領

1 資料使用の範囲

発言を補完するために説明用補助資料（以下「資料」という。）を使用できるのは、本会議における一般質問とする。

2 資料使用の基準等

議会は言論の府であることに鑑み、資料の使用は、次の事項に基づいて行うものとする。

- (1) 資料の使用は、あくまでも説明の補助手段であることに留意する。
- (2) 資料の使用に関して、枚数制限は設けないが、説明の補助手段として適切な枚数を使用する議員が判断する。
- (3) 資料のデータ規格は、PDF に変換可能なもの（Word、Excel、PowerPoint 等）とする。
- (4) 資料の使用は、貸与されているタブレット端末を介して資料を使用する議員が発信する。
- (5) 資料使用時のケーブルテレビの映像について、使用する議員は資料を映すタイミングを示し、事業者に一任する。
- (6) 資料を使用する場合の発言は、文字として会議録に残ることを意識し、使用した資料の内容が伝わるよう留意する。

3 資料使用の手続き

- (1) 資料を使用する議員は、一般質問初日の 4 日前（休日を除く）までに、議長に当該資料を提示して使用する旨を申し出て、議長の承認を受けるものとする。
- (2) 議長は、資料使用の申出が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しないものとする。
 - ア 資料の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるとき
 - イ アのほか、資料の内容が個人又は団体の権利利害を侵害すると認められるとき
 - ウ 資料の内容が公序良俗に反すると認められるとき
 - エ 資料の内容が広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるとき
 - オ 資料の使用が 2 に定める基準に照らして適当でないと認められるとき
- (3) 議長は、資料の使用を承認するに当たって必要があると認めるときは、

議会運営委員会の意見を聴くことができる。

- (4) 本会議出席者及び傍聴者は、タブレット端末、モニター等に表示された資料を閲覧するものとする。

4 承認の取消し

議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、資料の使用の承認を取り消すことができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、資料に関し必要な事項は、議長が定める。

6 施行期日

この要領は、令和6年7月2日から施行する。